

由仁町商工業経営強化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商工業者が自ら行う積極的かつ創意工夫を凝らした取組（以下「事業」という。）を支援するため、町内商工業者に対し、由仁町商工業経営強化促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、由仁町補助金等交付規則（昭和57年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新製品 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 研究開発される製品が、新規性若しくは独創性を有するもの又は製造技術若しくは製造方法の改善が著しいものであって、既存の同種製品と比較して独自性を主張できる機能、性能、品質又はデザイン等を有するもの

イ 研究開発される製品と同種の製品が生産されておらず、今後、地場産業等の振興のため、その開発を促進する必要があるもの

(2) 新技術 研究開発された技術が新規性若しくは独創性を有するもの又は従来の技術に対して独自性を主張できる程度の改善がなされたものであって、その利用により製品の付加価値又は生産性が著しく向上するものをいう。

(3) その他助成金等 補助金の交付対象経費を対象とした国、北海道その他の支援団体等から交付される補助金、助成金その他これらに類する給付をいう。

(4) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(5) 年度 4月1日から翌年3月31日までをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 町内において、1年以上営業している中小企業者であること。

(2) 中小企業者のうち、個人事業者にあつては町内に住所を有し、法人にあつては町内に事業所等を有していること。

(3) 市町村税等の公租公課を滞納していないこと。

(4) 由仁町商工業経営強化促進事業補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て、又は第9条第2項の規定により審査委員会の審査を免除された上で、町長による事業計画の承認を受けていること。

(5) 由仁町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第10号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 施設リニューアル事業 施設（営業用の店舗等）の増改築及び改修等を行うことにより経営強化につながる事業

(2) 新製品・新技術チャレンジ事業 新製品又は新技術の試験、研究又は開発を行うことにより地域の活力を向上させる事業

(3) ICT化事業 情報通信環境等をICT化することにより経営強化につながる事業

(4) 新分野拡大事業 次の全てを満たす事業

ア 由仁町内に事業の拠点となる事業所等を設け、新分野の事業を開始し、製品の製造又はサービス等を提供する事業

イ 日本標準産業分類に基づく農家民泊以外の農業、薪及び木炭の製造以外の林業、漁業、金融業及び保険業、学校教育、医療及び福祉、公務及びこれに類する事業並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の許可を必要とする事業に該当しないこと。

(5) 特認事業 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める取組

2 前項各号に掲げる事業は、複数年度にわたる事業期間を認めるものとし、その期間は、連続する3年度を限度とする。

（補助金の交付対象経費等）

第5条 補助金の交付対象となる事業の区分、補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表のとおりとする。

2 前項に規定する補助限度額は、複数年度の事業計画の承認を受けた場合、計画期間を通算した補助対象経費の合計額を基に算出するものとする。

3 町長は、補助対象事業を行うために必要な経費であって、必要かつ適当と認めるものについて、補助限度額の範囲内で補助金を交付する。

4 その他助成金等の交付を受け、又は受けることが決定している場合は、当該その他助成金等の対象となった経費に相当する額を補助対象経費から控除するものとする。その他助成金等が補助事業に係る借入金の元本の償還を対象としているときは、当該その他助成金等の額に相当する額を、補助対象と

なる償還額から控除するものとする。

5 第4条に規定する事業のうち、新製品及び新技術の試験、研究又は開発事業を除く事業は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの期間、同一の事業者につき、同一の事業区分に係る事業計画の承認を1度限りとする。

6 補助対象経費は、町長による補助金の交付決定後に発生した経費とする。

7 補助対象経費は、各補助対象期間内に発生し、かつ、当該補助対象期間内に支払が完了した経費とする。

8 対象外経費その他必要な事項は、町長が別に定める。

(事業認定日)

第6条 事業認定日は、審査委員会の審査を経て町長が事業計画を承認した日又は第9条第2項の規定により審査委員会の審査を免除した上で町長が事業計画を承認した日とする。

(補助金の対象期間)

第7条 補助金の交付対象となる期間は、補助金の交付決定日から起算して最初に到来する3月31日までを初年度の補助対象期間とし、連続する3年度を限度とする。複数年度にわたる事業計画の承認を受けている場合、2年度目以降の補助対象期間は、各年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画の申請)

第8条 事業計画の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、町長に提出するものとする。

(1) 第4条第1項第1号から第3号までの事業に応募する事業者

ア 由仁町商工業経営強化促進事業補助金認定申請書(別記様式第1号)

イ 事業計画書(別記様式第2号)

ウ 収支予算書(別記様式第3号)

エ 町税等の状況調査同意書(別記様式第4号)

オ 個人の場合は住民票、法人の場合は、登記事項証明書及び定款の写し

カ その他助成金等の交付を受け、又は受けることが決定している場合は、その交付決定書等の写し

キ その他町長が必要と認める書類

(2) 第4条第1項第4号又は第5号の事業に応募する事業者

ア 由仁町商工業経営強化促進事業補助金認定申請書(別記様式第1号)

イ 事業計画書(別記様式第2-1号)

ウ 収支予算書(別記様式第3-1号)

エ 町税等の状況調査同意書(別記様式第4号)

オ 個人の場合は住民票、法人の場合は、登記事項証明書及び定款の写し

カ その他助成金等の交付を受け、又は受けることが決定している場合は、

その交付決定書等の写し

キ 新分野拡大事業において償還金を補助対象経費とする場合は、借入契約書、返済予定表その他借入金の使途及び返済条件を確認できる書類の写し

ク その他町長が必要と認める書類

(審査委員会の設置)

第9条 町長は、前条の規定による事業計画の内容を審査するため、審査委員会を設置する。

2 町長は、その他助成金等の交付を受け、又は受けることが決定している者について、その補助事業の内容、補助対象経費その他の事項を確認した上で、審査委員会の審査を免除することができる。

3 審査委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

(補助金の交付申請)

第10条 事業計画の承認を受け、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

(1) 補助金等交付申請書（規則別記第1号様式）

(2) 年度事業計画書（規則別記第2号様式）

(3) 事業予算書（規則別記第3号様式）

(4) 新分野拡大事業において償還金を補助対象経費とする場合は、当該年度における償還予定額を確認できる返済予定表その他町長が必要と認める書類

2 複数年度にわたる事業計画の承認を受けている場合は、各年度ごとに前項に定める書類を町長に提出するものとする。

3 補助金の交付申請は、補助対象事業に着手する前に行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第11条 町長は、前条の申請書を受理したときは、規則第4条の規定に基づき、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認められるときは、補助金の額を決定し、補助金等交付指令書により申請者に通知するものとする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助事業の変更)

第12条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が、補助事業の内容又は補助対象経費の配分を変更しようとするときは、規則第5条の規定に基づき、補助事業等変更承認申請書（規則別記第4号様式）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書を受理したときは、規則第5条の規定に基づき、その内容を審査し、変更を承認したときは、補助金等変更指令書により補助決定者に通知するものとする。
- 3 規則第5条第1号に規定する補助対象経費の配分の変更のうち、2割以下のものについては、第1項の規定による申請を要しないものとする。ただし、町長が別に定める場合は、この限りでない。

(実績報告)

第13条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書（規則別記第11号様式）
 - (2) 事業精算書（規則別記第12号様式）
 - (3) 補助対象経費に係る領収書その他支払を証する書類の写し
 - (4) 事業の実施状況が確認できる写真、成果物その他町長が必要と認める書類
 - (5) 新分野拡大事業において償還金を補助対象経費とする場合は、当該償還額の支払を証する返済明細書、金融機関の取引明細その他町長が必要と認める書類
- 2 補助決定者は、補助金の交付後に、補助対象経費についてその他助成金等の交付を受けることが決定したときは、速やかにその内容及び金額を町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び請求)

第14条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、規則第13条の規定に基づき、その内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書により補助決定者に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた補助決定者は、速やかに町長に対して補助金の交付を請求するものとする。
- 3 事業の性質上、その事業の完了前に補助金を交付する必要があると町長が認めるときは、単年度事業に限り、一括又は分割による概算払をすることができる。
- 4 概算払を受けようとする補助決定者は、規則第8条に定める補助金等概算払申請書（規則別記第9号様式）を町長に提出しなければならない。
- 5 複数年度にわたる事業計画に基づき事業を実施する場合は、概算払を行わないものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第15条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金

の交付決定を取り消し、又は補助決定者に対し、補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、補助決定者にやむを得ない理由があると認めるときは、補助決定者の申出により、補助金の返還命令の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定日から起算して5年以内に、営業の休止、廃止、町外への移転、売却又は譲渡等をしたとき。
- (3) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (4) この要綱又は補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (5) 補助対象経費についてその他助成金等の交付を受けたことにより、補助金の交付額が過大となったとき。
- (6) その他町長が不適当と認めたとき。

2 前項各号に該当する場合の返還額その他返還に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(指導及び推進体制)

第16条 由仁町商工会は、事業が円滑かつ適正に実施され、その事業効果が最大限に発揮されるよう申請者及び補助決定者に対し、指導及び助言を行うものとする。

2 由仁町商工会は、前項の指導及び助言の実施に当たり、町と協議し、事業の推進を図るものとする。

(財産の管理等)

第17条 補助決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、町長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過した場合その他町長が認める場合は、この限りでない。

(帳簿及び関係書類の保存)

第18条 補助決定者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	事業内容	補助対象経費	補助率及び補助限度額	備考
1 施設リ ニューア ル事業	施設（営業用 の店舗等）の 増改築又は改 修等の支援	施設の増改築又は改修 等に必要かつ適当と認 める経費のうち、次に 掲げる経費 ア 工事請負費 施設 の増改築、省エネ対 策、施設の改修及び 来客用駐車場の整備 等 イ 備品購入費 事業 に必要な設備等の購 入費等 ウ 前各号に掲げるも ののほか町長が特に 必要と認める経費	補助対象経費に次 の補助率を乗じて 得た額以内。 ア 個人事業者又 は資本金1,000 万円以下の法人 2分の1以内 イ 資本金1,000 万円を超え1億 円以下の法人 3分の1以内 補助限度額は、 200万円とする。	由仁町空き店 舗等活用促進 事業補助金の 交付を受けた 者は、当該補 助金の交付を 受けた年度か ら5年度を経 過していない 場合、対象外 とする。 資本金1億円 を超える法人 は対象外とす る。
2 新製 品・新技 術チャレ ンジ事業	新製品又は新 技術の試験、 研究又は開発 を支援	新製品又は新技術の試 験、研究又は開発に必 要かつ適当と認める経 費のうち、次に掲げる 経費 ア 報償費 専門家謝 金等 イ 需用費 消耗品 費、原材料費及び資 材費等。ただし、食 料費を除く ウ 役務費 光熱水費 及び通信費 エ 委託費 分析外注 費及びデザイン開発 費等 オ 使用料及び賃借料 設備及び機械装置等 のリース費等 カ 備品購入費 設備 及び機械装置等の購 入費等	補助対象経費に2 分の1以内の割合 を乗じて得た額と し、補助限度額 は、200万円とす る。	

		キ 前各号に掲げるもののほか町長が特に必要と認める経費		
3 ICT化事業	ICT化の支援	ICT化に必要かつ相当と認める経費のうち、次に掲げる経費 ア 委託費 ホームページ作成等 イ 工事請負費 Wi-Fi環境の整備等 ウ 備品購入費 新たに購入するコンピュータ機器、ソフト及びシステム等 エ 前各号に掲げるもののほか町長が特に必要と認める経費	補助対象経費に2分の1以内の割合を乗じて得た額とし、補助限度額は200万円とする。	由仁町空き店舗等活用促進事業補助金により整備した機器類等の更新は、当該補助金の交付を受けた年度から5年度を経過していない場合、対象外とする。
4 新分野拡大事業	新分野事業への事業拡大の支援	新分野事業への事業拡大に必要かつ相当と認める経費のうち、次に掲げる経費 ア 報償費 専門家謝金等 イ 需用費 印刷製本費及び原材料費等 ウ 役務費 設立登記費等 エ 委託費 マーケティング調査費、検査及び分析等の委託費、外注加工費並びにデザイン開発費等 オ 工事請負費 事務所及び店舗の建設費及び改修費等 カ 使用料及び賃借料 建物、土地、設備及び機械装置等の借入費等 キ 備品購入費 設備及び機械装置等の購	補助対象経費に2分の1以内の割合を乗じて得た額とし、補助限度額は200万円とする。	新分野事業への拡大とは、日本標準産業分類の大分類において、既存事業と異なる大分類に区分される事業を新たに開始することをいう。 審査委員会において、新分野事業への拡大と認められた者に限る。

		入費等 ク 償還金 新分野拡大事業に必要な建物、設備又は備品等の取得に係る借入金の元本の償還額であって、補助対象期間内に支払ったもの。ただし、利息、遅延損害金その他これらに類する費用及び他の補助金等の対象となった償還額を除く。 ケ 前各号に掲げるもののほか町長が特に必要と認める経費		
5 特認事業	町長が特に認める取組の支援	特に町長が認める取組の実施に必要かつ適当と認める経費	補助対象経費に2分の1以内の割合を乗じて得た額とし、補助限度額は200万円とする。	事業の内容、対象経費について、町長が必要と認める場合は、別に定めることができる。
共通事項			予算の残額その他の事情により、町長が特に必要と認める場合は、交付決定前に限り、補助率を減率することがある。	交付額は、予算の範囲内で決定する。